

指定居宅介護事業所(居宅介護・重度訪問介護・同行援護)の概要

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 高鍋町社会福祉協議会		
法人所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋300番地	電話番号	0983-22-4076
代表者氏名	会長 中武 功見	設立年月日	昭和43年3月11日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所		
事業の目的	【居宅介護】 指定居宅介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が利用者に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。 【重度訪問介護】 指定重度訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が利用者に対し、適正な指定重度訪問介護を提供することを目的とする。 【同行援護】 同行援護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等が利用者に対し、適正な同行援護を提供することを目的とする。		
事業所の名称	社会福祉法人 高鍋町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所 指定日：平成18年10月1日 宮崎県4512000029号	事業所の所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋300
		電話番号	0983-22-4076
管理者氏名	小泉 達成		
当事業所の運営方針	【居宅介護】 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 【重度訪問介護】 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 【同行援護】 事業所の従業者等は、利用者が円滑に外出ができるよう、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める		
開設年月日	平成15年4月1日		
法人が行っている他の事業	当法人では、次の事業もあわせて実施しています。 【指定特定相談支援事業】宮崎県 第4532000025号 【指定障害児相談支援事業】宮崎県 第4572000075号		

3. 事業実施地域

高鍋町全域

4. 営業時間

営業日	月曜～金曜 午前8時～午後5時 ※土・日・祝(12/29～1/3)除く
受付時間	月曜日～金曜日 / 午前8時25分～午後5時10分 土・日・祝日(12/29～1/3)除く
サービス提供時間帯	午前8時00分～午後6時00分

5. 職員の体制

<主な配置状況> * 職員については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	備考
1. 管理者	1			
2. サービス提供責任者	2			
3. 訪問介護員	1	7	2.5	
(1)介護福祉士	2			
(2)実務者研修修了者				
(3)介護職員初任者研修課程修了者		3		
(4)看護師				
(5)精神障害者ホームヘルパー				
(6)障害児(者)ホームヘルパー 1級				
(7)同行援護研修修了者	3	5		
(8)移動介護従事者		1		

6. 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(お客様相談係) サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は、以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係〈苦情受付窓口(担当者)〉 常勤相談員 平井 一郎
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時25分～午後5時10分
- 苦情解決責任者〔職氏名〕 事務局長 小泉 達成

(2)第三者委員

本事業所では、地域にお住いの次の方々を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名前	連絡先
則松 壽彦	高鍋町大字持田3250 ☎22-1854
中里 祐二	高鍋町大字北高鍋3191-9 ☎22-0273
岩永 修一	高鍋町大字北高鍋3659-1 ☎23-1635

(3)行政機関その他苦情受付期間

高鍋町役場 福祉課	所在地：高鍋町大字上江8437 電話番号：0983-26-2009 FAX番号：0983-22-1593 受付時間：午前8時25分～午後5時10分
宮崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地：宮崎市原町2-22 電話番号：0985-22-3145 FAX番号：0985-27-9003 受付時間：午前8時30分～午後5時

「指定計画相談支援・指定障害児相談支援」重要事項

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 高鍋町社会福祉協議会		
法人の所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋300番地		
法人の電話番号	(0983) 22-4076	法人のFAX番号	(0983) 23-5365
法人のe-mail	takanabe-shakyo@proof.ocn.ne.jp		
法人の代表者	会長 矢野 友子		
法人の設立年月日	昭和43年3月11日		

2. 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会 指定相談支援事業所			
事業所の種類	○指定特定相談支援事業 平成24年6月1日指定 第4532000025号	○指定障害児相談支援事業 平成24年6月1日指定 第4572000075号		
事業所の所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋300番地			
事業所の電話番号	(0983)32-6789			
事業所の開設年月日	平成24年6月1日			
事業の目的・運営方針	1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者へ提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 4. 関係法令等を遵守します。			
事業状況の状況		基本相談支援	指定相談支援	指定障害児相談支援
	平成28年度相談受付数	118件	53件	3件
	平成29年度相談受付数	125件	53件	3件

3. 事業所の職員体制

職種	人数	指定基準	勤務形態	資格	経験年数
管理者	1名	1名	常勤兼務		
相談支援専門員	1名	1名以上	常勤専従	ホームヘルパー2級	

※経験年数は、相談支援専門員初任者研修終了後の実務期間を記します。(平成29年4月現在)。

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時25分から午後5時10分までとなります。

※上記営業日及び営業時間以外でも、電話により24時間常時連絡が可能な体制をとります。

5. 通常の事業の実施地域

高鍋町全域

6. 主たる対象者

・身体障害者・身体に障害のある児童・知的障害者・知的障害のある児童・精神障害者(発達障害を含む)
・精神に障害のある児童・発達障害児を含む)・政令で定める難病等により障害がある者・治療法が確立していない疾病
その他の特殊疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

7. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施します。

サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の原案の作成に当たっては、利用者宅等への訪問による面接を行い、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行います。

提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の原案を作成し、内容について利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の原案を利用者に交付します。

支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の原案に位置づけた福祉サービス事業者等の担当者(以下、「担当者」という。)を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地から意見を踏まえた上で、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、内容について利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を利用者及び担当者に交付します。

その他、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する必要な支援を行います。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

8. 利用料金

相談利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。 なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。 但し、事業者がサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。 ○サービス利用支援・障害児支援利用援助 16,110円 14,580円(新) 13,100円 12,070円(新) ○継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助 1,500円 障害者:3,000円/障害児:5,000円 ○特別地域加算 ○利用者負担上限額管理加算 ○初回加算 ○入院時情報連携加算 ○退院・退所加算 ○居宅介護支援事業所等連携加算(障害児相談支援は対象外) ○医療・保育・教育機関等連携加算 ○サービス担当者会議実施加算 ○サービス提供時モニタリング加算 上記料金に15%を加算 1,500円 1,500円 2,000円 1,000円 1,000円 1,000円 1,000円
交通費	通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問する場合、下記の通りご負担頂きます。 ①公共交通機関等を利用した場合においては、その実費 ②事業者の自動車を使用した場合においては、片道10km未満100円、片道10km以上200円
利用料金の支払い方法	上記の料金・費用については、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。 翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。 ア. 社協窓口での現金払い イ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関:介護M-NET参加金融機関(宮崎銀行 宮崎太陽銀行 高鍋信用金庫 九州労金(宮崎県内) 農業協同組合 ゆうちょ銀行)

9. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社(全国社会福祉協議会 社協の保険)
保険名	社協の保険
補償の概要	対人・対物・人格権侵害・事故対応・経済的損害の賠償補償等

10. 苦情を受け付けるための窓口

【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	常勤相談員 平井 一郎
苦情解決責任者	事務局長 小泉 達成
受付日	月曜日から金曜日までとなります。 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
受付時間	午前8時25分から午後5時10分までとなります。
電話番号	(0983)22-4076
FAX番号	(0983)23-5365
E-mail	takanabe-shakyo@proof.ocn.ne.jp

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は宮崎県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【高鍋町役場 福祉課障がい福祉係】

所在地	高鍋町大字上江8437	受付時間	8:25~17:10
電話番号	(0983)26-2009	FAX番号	(0983)23-6303

【宮崎県福祉サービス運営適正化委員会】

所在地	宮崎市原町2-22	受付時間	9:00~17:00
電話番号	(0985)60-0822	FAX番号	(0985)60-0823

11. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- 虐待の防止に関する責任者の選定
【虐待防止責任者】管理者 小泉 達成
- 成年後見制度の利用支援
- 苦情解決体制の整備
- 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

12. サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

- 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- 個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
アセスメントの記録 サービス担当者会議の記録 モニタリングの結果の記録
- 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- 利用者からの苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録